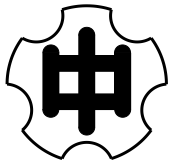


生徒心得

練馬区立大泉中学校



校章の由来

「大泉」の地名の頭文字「大」を図案化して輪郭とし、中央部に太文字で「中学校」の「中」を配した。

「大泉中学校校歌」

作詞 伊波南哲
作曲 堀内秀治

三	二	一
大泉中の 共に手をとり 理想の灯 正しく強く 学びの庭の 明け暮れは ほがらかに かかげつつ 伸びていく 朝ぼらけ	自然の恵み 冬は雪見の 秋はもみじの 夏は緑の 春は桜の 花ざかり 衣着て あやにしき 別世界 いと深く	青い空だよ 清い風だよ 心理の泉 憧れ秘めて 若き世代の 大泉 湧くところ つどいよる 白い雲 武蔵野の 湧くところ

練馬区立大泉中学校 校歌

明るく 力強く ♩=120

伊波南 作詞
堀内秀治 作曲

あはま おるび いはの そさに らくは だら一 よのの しはあ ろなげ いざく つかれ もりは
 きなた よつし いはく かみつ ぜどよ だり一 よのく むこほ さるが しもら のきか のてに しありんきそ
 りはう のいもずじも し みのび わあか くやか 一とにげ こしつ ろきつ あふとこ一
 がゆも れはだ ひゆて 一きをめみと てのり つべのど一いせて よかゆるい わしお かぜい 一きんず せのみ
 だめちう いぐう 一のみの おいあ おとき 一いふぼ ずから みく

1.2. 3.

— 教育目標 —

健康 心豊かで健康をめざす人

誠実 自分も他人も大切にすること

努力 進んで学習に励む人

— 生活の目標 —

- 1 明朗で、礼儀正しい人になろう。
- 2 気持ちのよい環境で生活できるよう、お互いに協力しよう。
- 3 きまりや、規則を守って、秩序あるせいかつをしよう。
- 4 楽しく真剣な生活態度を身に付けよう。
- 5 積極的、自主的な生活態度を身に付け、自分の役割に責任をもって
実行しよう。

— 生徒会会則 —

第1章 総則

第1条 本会は、東京都練馬区立大泉中学校生徒会といい本部を東京都練馬区立大泉中学校内におく。

第2条 この会は、本校生徒全員で構成される。

第3条 この会は、学校目標達成のため教職員の指導のもとに、生徒の総意によって活動する。

第4条 この会の会員は、平等に次の権利と義務を持つ。

- ①この会において活動する権利 ②役員を選挙権、被選挙権
- ③生徒総会、学級会に出席し、討議及び議決に参加する権利と義務
- ④この会の書類を調べる権利 ⑤この会の議決を守る権利

第2章 組織及び機関

第5条 この会は次の組織で運営される。

- ①生徒会 ②中央委員会 ③学級会 ④各種委員会 ⑤代表委員会 ⑥特別委員会

第6条 生徒総会はこの会の最高議決機関である。

第7条 中央委員会は、次の組織によって構成され、特別重要なこと以外はこの委員会で決定される。

- ①生徒会役員 ②代表委員 ③各種委員長

第8条 学級会は学級全員によりなる。

第9条 各種委員会は次の組織で運営される。

- ①生活美化 ②図書 ③保健 ④放送 ⑤給食 ⑥体育
- ※図書と放送のみ各クラス1名(それ以外は各クラス男女1名ずつ)

第10条 特別委員会は、選挙管理委員会とし、必要な期間のみ活動する。ただし、選挙管理委員は他の委員を兼任できる。

第11条 この会に属する組織には本校教員の顧問をおく。

第3章 選挙管理規則

第12条 生徒会役員選挙は各クラスより選出された選挙管理委員が構成する選挙管理委員会が構成に管理する。

第13条 選管委には委員長1名、副委員長2名をおく。

第14条 選管委は選挙2週間前までに選挙に関する規定の告示を行う。

第15条 委員長は告示にさきだち選管委を開き、選挙規定の討議を行う。

第16条 候補者は規定に従い届け出る。

第17条 候補者は届出後規定に従い選挙運動を行う。

第18条 選挙は立会演説会において、候補者の演説後、生徒全員が投票する。

第19条 立会演説会は役員任期終了直前に行うものとする。

第20条 選管委は即日厳正な開票を行い、会長1名、役員6名の予定者を職員会に提出する。

第21条 選管委は職員会の承認を経たうえ、役員として全校に発表する。

第22条 選挙違反については選管委で話し合い、悪質なものは候補を取り消すこともある。

第23条 その他選管委は必要に応じて開き、細則などを決める。

第4章 会議

第24条 生徒総会は生徒会長が招集し、年に一度とする。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第25条 中央委員会は、毎月1回以上会長が招集する。又議題のない場合及び特別の場合には休会することができる。議題は会長に提出する。

第26条 生徒総会及び中央委員会の議案の中で学校の方針に関係あるものは、職員会の承認を必要とする。

第27条 会議はその会を構成する人員の3分の2をもって成立し、その議決は出席者の過半数を必要とする。

第5章 付則

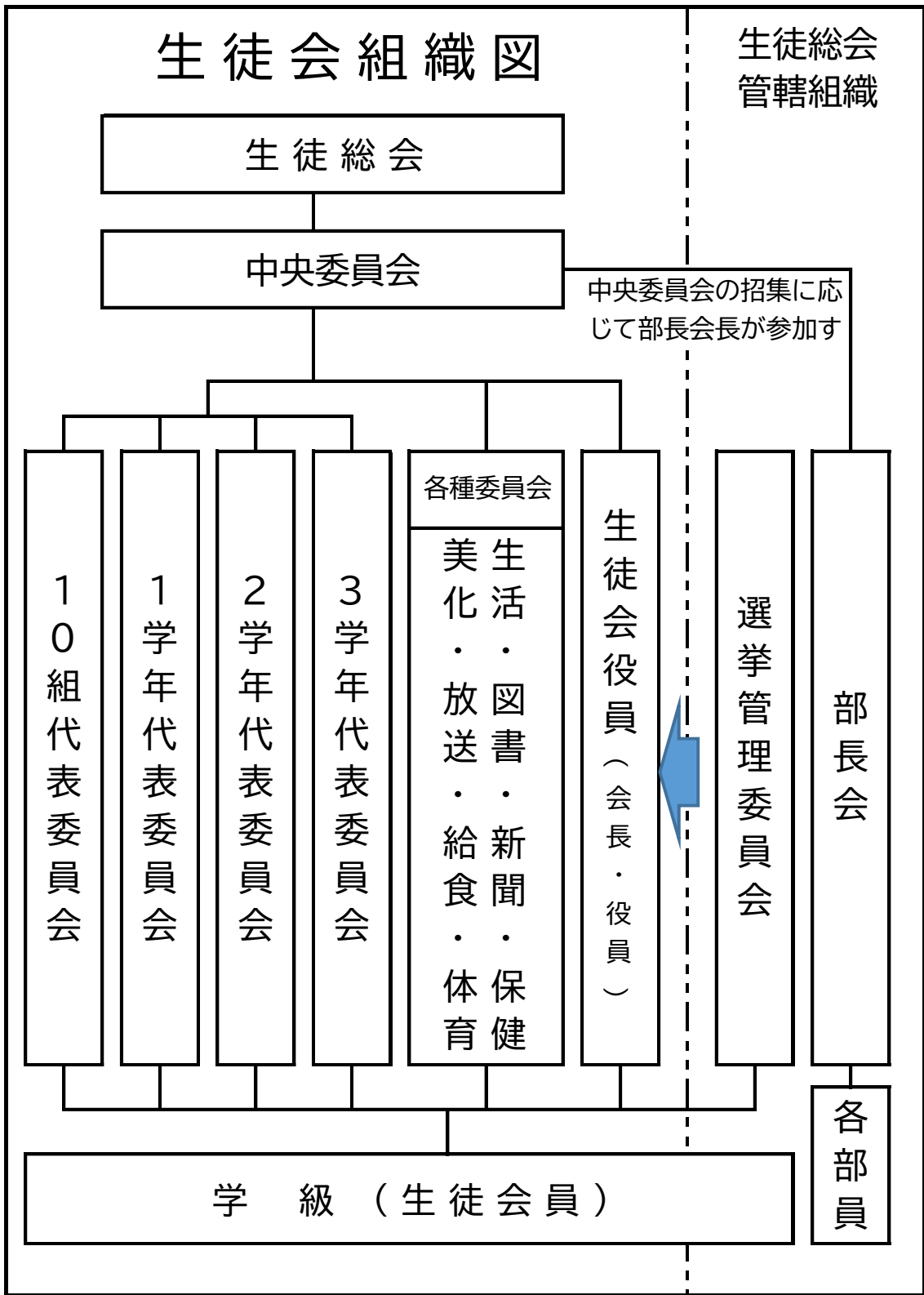
第28条 この会は中央委員会の決定により、会則に反しない限りにおいて細則を定めることができる。この場合は会員に知らせる。

第29条 この会則は中央委員会の総委員の3分の2以上が改正を必要と認めた場合、総会において3分の2以上の賛成を得て改正することができる。
その場合には案を1週間前に会員に知らせなければならない。

第30条 この会則は総会の承認を得た日より効力をもつ。

生徒会組織図

生徒総会
管轄組織



— 生活のきまり —

1 服装等について

	冬服〔4月、11月～3月〕	夏服〔5月～10月〕
標準服の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・上記期間を目安として、体調に合わせて夏服・冬服を選択し、ルールに則って着用すること。 ・スラックス型、スカート型を各自で選択し、着用する。 ・儀式的行事に参加する場面では、設定された期間に合わせた服装での参加を基本とする。 ・ブレザーを脱いで行動する場合は、紛失等を防ぐため、各自管理をする。 	
スラックス型	<ul style="list-style-type: none"> ・標準服ブレザー ※1 ・標準ネクタイ又はリボン(学年色) ・標準スラックス ・ベルト ※2 ・白無地のワイシャツ等 ※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準スラックス ・ベルト ※2 ・白無地のワイシャツ等 ※4 ・白、紺、黒、グレーのワンポイントまでのポロシャツ ※5
スカート型	<ul style="list-style-type: none"> ・標準服ブレザー ※1 ・標準リボン又はネクタイ(学年色) ・標準スカート ※3 ・白無地のワイシャツ等 ※4 ・標準ベストを着用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準スカート ※3 ・白無地のワイシャツ等 ※4 ・白/紺/黒/グレーのワンポイントまでのポロシャツ ※5 ・標準ベストは任意で着用
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ※1 ・ブレザー、防寒着を着用する場合はネクタイ・リボンを着用する。 ・登下校及び儀式や集会参加時は着用する。 ※2 ・スラックス着用時は正装に相応しいものを使用する。 ※3 ・スカートは膝頭が隠れる長さを上限とする。 ※4 ・夏服着用時は第一ボタンを開けて着用してよい。 ・長袖を腕捲りするときはしっかりと折り曲げる。 ・外から色や柄等が透けない下着を着用する。 ※5 ・500円玉サイズまでのワンポイント可。シャツは必ずスラックス・スカートの中に入れて着用する。 <p>他)特別な事情で標準服が着用できない場合は事前相談</p>	
靴下・靴・靴	<p>[靴 下] ・紺、黒、グレー、白でくるぶしが隠れるもの。華美でないもの。</p> <p>[靴] ・履きなれた運動靴 ※必ず記名する。</p> <p>[靴] ・紙製、ビニール袋はサブバック等でも不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目印を目的とした華美でない装飾品をつけることは可。 ・通学用の靴は体への影響を考慮してリュックを推奨する。 	

<p>頭髪等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔感のある髪型で生活すること。 ・染色、脱色、パーマ、デザインされた髪型等、頭髪を加工することや整髪料を使用することは禁止する。 ・髪を束ねる場合は黒・紺・茶等で装飾のないゴム紐やピンを使用すること。(バルレッタ等は禁止) ・眉毛を剃る、抜くなどの加工は禁止する
------------	--

<p>防寒着(使用可能時期は別途通知で連絡)</p>	<p>[セーター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紺/黒/グレーのワンポイント可。ブレザーからはみ出さないように着用する。登下校時、集会参加時以外はセーターでの活動を可能とする。 ・セーター着用時、ベスト着用は不要とするが、ネクタイやリボンは着用とする。 <p>[防寒着]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時以外着用せず、登校後は鞆かロッカーに入れて管理できる防寒着。 ・あくまで防寒着なため、ブレザーの着用の上のみ着用を認める。 ・華美でないもの。 <p>[タイツ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スカート型標準服着用時のみ使用可能。体育着着用時は不可(レギンス不可)。 ・黒無地で、足先まで覆う物を使用する(レギンス不可)。 ・起立時に肌が透けないものを使用すること(120 デニール目安)。 <p>[体育着]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定ジャージ内に防寒着の着用が可能。ジャージ着用時に見えないようにすること。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネックウォーマー、マフラー、手袋は服装や場にあったデザインのものを使用する。登下校時以外は着用せず、鞆の中で管理する。 ・使い捨てカイロは使用者責任下で使用可。ごみは持ち帰り処分する。 ・ひざ掛けは、普通教室、特別教室での座学授業での使用可。下半身および、下腹部の防寒を目的とし、肩から掛けたり、頭から被ったりはしない。学校に置いておかない。華美でないもの。
<p>他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾品の着用及び化粧は禁止する。 ・携帯電話の持ち込みは原則禁止。被災時の安全確認等、特別な理由がある場合別途申請すること。 ・無香料の汗拭きシート、ハンドクリーム、リップクリームは使用可能とするが、使用場所・時間などに配慮すること。 ・日焼け止めクリームは家庭で塗ってくることを基本とする。無香料のクリームタイプのみ休み時間に更衣室で行うことができる。

2 生活時間について(ゆとりをもって行動しよう)

1 登校

原則、届け出た通学経路で、8時15分までに登校し、8時20分までに読書や自習などの活動を開始する。

2 遅刻

8時25分に自席に着席できていない場合は遅刻とする。

3 届出

遅刻や欠席をする場合は、保護者が8時15分までに原則 sigfy で連絡をする。早退や体育の見学等の連絡は別途連絡する。

4 始業

各授業が終了したのち、次の授業の準備をし、休憩時間となる。休憩後は始業2分前までに着席を完了し、学習をして授業に備える。

5 外出

通院等外出の必要がある時は、担任の先生の許可を得る。事前にわかっている場合は sigfy にて連絡をする。

6 下校

終学活後は速やかに清掃等の学級活動や生徒会活動の週番活動等を行う。活動が終了した生徒は速やかに昇降口を通過することとし、廊下等に留まることはしない。登校時同様、届け出た通学経路を通り速やかに帰宅する。

○登校時は、7時20分以降に校門を通るようにする。行事、学級活動、部活動共に7時30分から8時05分までは朝の活動可能だが、8時15分までに教室に移動できるようにすること。活動時は担当教員の監督が必要。

○安全管理の観点から、原則忘れ物を取りに帰ったり、再登校したりしない。

3 放課後の諸活動について

- 1 学級活動、委員会活動、部活動等は、それぞれの担当教諭の指導・管理下で行う。
- 2 部活動等で放課後残る場合は、その団体の責任生徒が午前中に担当教諭の許可を受け、事務室前にある黒板に団体名、活動場所、活動開始時間を記入する。
- 3 学級活動、委員会活動等の最終下校時刻は17時とし、使用場所の原状復帰をしっかりと行い、下校する。部活動等の最終下校時刻は、夏季(3～10月)は18時30分、冬季(11～2月)は18時とし、最終下校時刻には校門を出ていることとする。

4 校舎使用上の注意

- 1 昼休み等に中庭で遊んではならない。
- 2 昼休みに校庭・体育館(アリーナ)で遊ぶときは、フィールド部分のみを使用し、貸出される用具を使用してもよい。
- 3 校内では落ち着いた行動を意識し、互いに安心して生活できる環境を作り出す。

5 通学について

- 1 通学証明書:電車・バス通学希望者は定められた書式に記入し、担任に提出する。
- 2 自転車通学は禁止とする。登録経路以外で下校する場合は担任に事前申請する。

6 持ち物

- 1 学校持参するものには全て記名をすること。
- 2 記名された落とし物で持ち主が特定できないものは職員室前の陳列棚に学期内保管し、期間後廃棄する。水筒は衛生面を鑑みて1週間で廃棄する。
- 3 下校時には生徒用机の中は空にしておくこと。机の横に許可されたものを掛けて下校する時は、右側のフックのみを使用する。
- 4 生徒用ロッカーには授業に関係する教材を置いて帰ることができる。ただし、教科書等の背表紙が見えるようにし、各自で整理整頓を徹底する。
- 5 学校から貸与されているタブレット PC や部活動等授業以外での持参物は、特別な指示がない限り置いて帰ることはできない。
- 6 持ち物を落とした場合、または拾得した場合は、担任または各担当の先生に届け出る。
- 7 学習に関係ない用具(金銭、貴重品、学校で支給されたもの以外の電子機器)は学校に持ってこない。
- 8 金銭を納入するときは、朝のうちに担任等に預ける。不要金銭や不要物を誤って持ってきてしまったときは、速やかに担任に預け、下校時に持ち帰る。
- 9 刃物等の危険物は持参しない。ただし、小型のはさみは持参可能とするが、筆箱に入れて管理すること。
- 10 熱中症予防及び防寒を目的として、登下校中に帽子を着用しても良い。昇降口で着脱をすること。また、熱中症予防のため、日傘を使用してもよい。

7 水筒の持参について

- 1 水筒は年間を通して持参可能とする。
- 2 中身は「水、無糖のお茶、スポーツドリンク」とする。
- 3 容器は水筒とし、ペットボトルは禁止とする。ただし補充用のペットボトルは可能。その際、必ず記名し、ゴミは持ち帰ること。
- 4 飲水は教室等授業場所とし、廊下や登下校時には基本的に行わない。また、他者の水筒をもらうなどはせず、自分で持参した物のみを使用すること。
- 5 中身がなくなったときは、休み時間に冷水器より補給してよい。

8 傘の持参について

- 1 雨が降っている日の朝には昇降口に各学級の傘バケツが用意される。学級を確認し、バケツ内に傘を束ねて入れること。
- 2 生活委員と美化委員が午前中に傘を教室に運び、廊下で管理する。下校時には必ず持ち帰ること。
- 3 雨が降っていない日に傘を持参した時は、教室に持っていき、窓際に掛けて管理をする。
- 4 傘の持ち手付近には必ず記名をし、持ち主不明とならないようにすること。持ち主不明の傘は階段付近に管理し、各学期末に廃棄する。
- 5 傘を忘れた日に雨が降ってきたときは、職員室で傘を借りて帰ることができる。必要な生徒は職員室を訪れ、傘を借り、翌日職員室に返却すること。

『SNS 東京ルール』

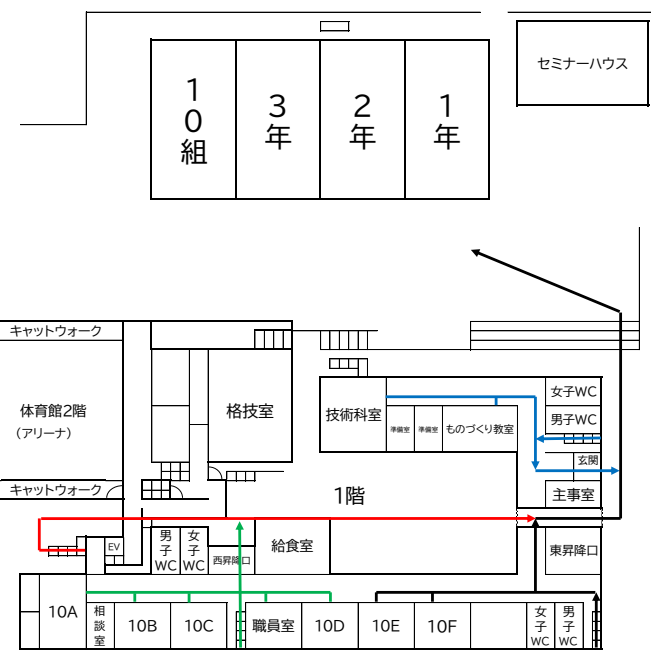
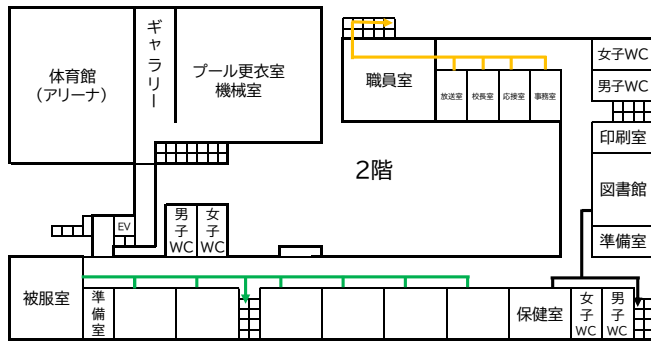
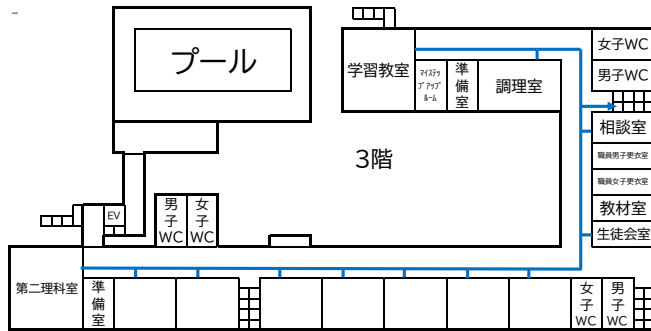
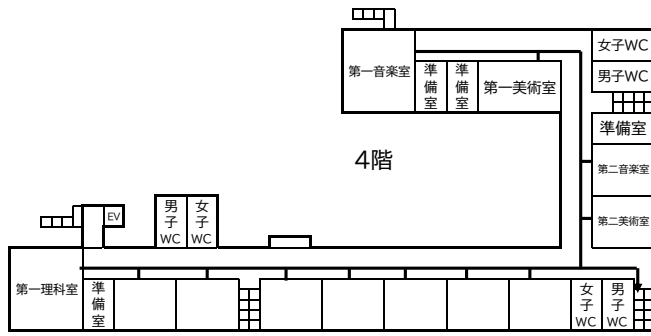
- 1 スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう
- 2 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう
- 3 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう
- 4 個人情報をお教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送らない
- 5 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない

『SNS大泉中ルール』

- 1 原則23時から朝5時までの間は SNS を利用しない。携帯電話やタブレット等の情報端末も利用しない。(特別な事情がある場合は各家庭で決める)
- 2 相手の気持ちを考えない内容や個人情報は書き込まない。(写真等も含む)
- 3 SNS 内の話を学校に持ち込む場合は、周りの人に気を配る。
- 4 困ったら保護者に相談する。
- 5 保護者に相談をしてフィルタリング設定をする。
(不審なサイトやメール)
- 6 ながらスマホをしない。



基本の避難経路 震災および隣接家屋からの出火等



避難について

- まずは非常ベルや放送がかかった際は、絶対に私語をせずに静止し、指示を待ちましょう。(地震の際はすぐに避難姿勢)正しい情報を得ることが大切。集中して聴こう。
- 「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」の約束を必ず守りましょう。
- 自分勝手な行動は周りの全員の命を危険にさらす行動です。指示に従い落ち着いて行動しましょう。

◎地震発生の際の放送(例)

地震発生

『♪(緊急地震速報音源) ●●秒後に大きな地震が来ます。直ちに身の安全を確保しなさい。繰り返します・・・』
《素早く危険回避行動をとる》

地震収束

『地震の揺れが収まりました。生徒は次の指示が出るまで、危険回避姿勢を続けなさい。授業者の先生方は生徒の安全把握を、その他の教職員は情報を集約しますので、校内の況把握をしながら職員室に至急集合してください。』

避難指示

『大きな揺れが収まったため、避難を行います。次の場所には近づかないように注意をしましょう。(①・・・ ②・・・)避難中に余震や建物の倒壊が起こることもあります。情報や周囲の音が正しく届くように終始無言を貫き、素早い行動を取るよう協力してください。各クラス廊下に素早く整列し、担当の先生の指示で速やかに校庭へ避難をします。行動開始。』

《ここまで姿勢を維持し無言で待つ。「行動開始」の指示後、素早く廊下に整列》

◎火災発生の際の放送(例)

火災発生

『火災報知器が発報しました。状況を確認しますので、生徒は自席に座り、ハンカチを用意し、待機しなさい。窓に近い生徒は窓をしっかりと閉めましょう。授業担当の先生方は生徒の安全管理をお願いします。その他の先生方は廊下の窓を閉めながら主事室に集合してください。』

避難指示

『火災発生場所は○階●●室です。●●室周辺を通らないように注意して避難を行います。煙が急速に上昇し、熱風による気道等のやけど、有害物質を吸い込む危険性があります。ハンカチ等で口と鼻を覆い、姿勢を低くして行動しましょう。焦った行動で階段での転倒などが起こらないように、無言で落ち着いた行動を徹底しましょう。担当の先生の指示で避難を開始しなさい。』

◎不審者侵入時の暗号放送

不審者侵入の発覚①

『授業中失礼します。【侵入場所】に荷物が届いています。担当の先生は【侵入場所】までお願いします。』

≪教室内に避難、教室施錠、無言でのバリケード設置、一カ所に集まりしゃがんで待機する≫

体育館避難の実施②

『授業中ではありますが、緊急の全校集会を行います。生徒は西階段を使用して速やかに移動し、朝礼隊形で整列をしなさい。』

不審者退去授業再開③

『荷物の受け取りが終了しました。教室を復帰し、通常の授業を再開してください。』

●地震について

「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で避難姿勢を作りましょう(頭と背骨を守ることを優先しよう)。緊急地震速報が鳴ってから数秒後には地震が起こります。指示を待たず、考えた最善の方法で危険回避をしましょう。

地震発生時の危険回避行動の例

- ①机の下に潜り込み、対角線の足を両手で持つ。
- ②窓や落下物から離れ、固定されたものにつかまりながらうずくまる。鞆やブレザーなどで頭と背中を覆うように守る。
- ③階段などでは廊下など滑落の心配がない場所へ移動し、危険回避行動をとる。
- ④トイレや更衣室などでは締めこまれる危険性があるため、速やかに身支度をし、扉を開け、危険回避姿勢をとる。
- ⑤体育館や校庭ではすべての活動を止め、倒壊物から身を守れる場所に集まってうずくまる。頭と首を両手で守るようにする。
- ⑥プールでは速やかに水中から出るとともに、水があふれることを想定し、プールサイドから離れて構造物につかまりながらうずくまる。

●火災について

建物火災の死亡者の約40%が煙。解除の指示が出るまでハンカチで鼻と口を覆って避難しましょう。また、煙は高い位置を通ります。姿勢を低く保ちましょう。

火災発生時の危険回避行動

- ①周囲の窓を全て閉める。
- ②待機する最中もハンカチなどで口元を覆い、煙を直接吸い込むことを避ける
- ③においや温度の変化などに注意し、姿勢を低くした移動を行う。
- ④防火シャッターが閉まる際には下を通らず扉を通るように注意する。

【授業中に避難が必要な場合】

授業担当の先生の指示に従い動きます。基本的には廊下で、代表委員先頭・出席番号順の2列をつくり、落ち着いて避難します。落ち着いて常に無言で行動しましょう。

【休み時間に避難が必要な場合】

まずは黙って放送や先生の指示をよく聞きます。校舎内の場合は近くの先生の指示で行動しましょう。

避難の際は、放送の内容をよく聞き経路を考え、避難中の事故や怪我を絶対に起こさないように「押さない・かけない・しゃべらない・もどらない」を遵守して落ち着いて行動しましょう。

家や外で地震が起こったときも避難姿勢の原則は変わりません。その場でどのように危険を回避するか考え、手近にある構造物につかまったり、落下物の無い場所にうずくまったり、かばんなどで頭と背中を守ったりとその場に応じて危険回避姿勢をとりましょう。

家にいたときは、揺れが収まったら火元を確認し、元栓を閉めてブレーカーを落としてから避難しましょう。避難する場所や連絡方法(災害用伝言ダイヤルの使用等)は事前に家族で話し合っておくことが大切です。